



この文書の目的

本書は、当院の診療方針、予約診療、診療費、個人情報取り扱いについてご説明をとおして、安心して歯科医療を受けていただくためのものです。

理念・診療方針

当院は「医院に関わるすべての人の健康と幸せを支援する」ことを理念とし、みなさまとの良好な信頼関係を大切に、安全で質の高い歯科医療を提供します。

虫歯や歯周病などの歯科疾患は、生活習慣、細菌、噛み合わせ、全身状態など、さまざまな要素が関与しています。病気の原因をできるだけ正確に把握した上で治療に臨むことが、再発を抑え、長期的な健康を維持するためには必須であると考えています。

治療開始前のお口全体の検査について

当院では、国のガイドラインに基づく診療のため、また学術的に確実性の高い治療を行うため、治療前にお口全体の検査（虫歯検査、歯周病のプロビング検査、レントゲン撮影等）を行います。個々の検査については、実施の際に都度ご説明いたします。

予約診療と遅刻・キャンセルについて

お一人おひとりに必要十分な診療時間を確保するため、完全予約制で診療を行っています。

- 予約の変更やキャンセルがある場合は、できるだけ早めにご連絡ください。
- ご遅刻により予定していた治療を行うための十分な時間が確保できない時（目安として治療予約時間の1/6程度）には、安全な治療を最優先とするため、予約の取り直しをお願いする場合があります。
- 連絡なしでの15分以上のご遅刻は、予定していた診療ができないため、自動的に「当日キャンセル」扱いとさせていただきます。
- 事前連絡のない無断キャンセルや、遅刻が続く場合、安全な医療提供体制を維持するため、以後の診療をお断り（他院をご紹介）することがあります。
- 医療の公平性を維持するため、治療上必要とされる場合を除き、原則としてご予約は「治療」と「メンテナンス」それぞれ1枠までとさせていただきます。

保険診療と自費診療

当院は保険医療機関としてガイドラインに基づき保険診療を提供します。一方で、その病状に対し、より長期的に歯を残せる可能性が高い治療法など、保険適用外の選択肢がある場合は、みなさまの「知る権利」を尊重し、自費診療（保険外診療）としてご提案します。これらは学術的な裏付けのある確実性の高い治療法であり、無理に勧めるものではありません。

医療の限界と受診時のお願い

医療に絶対はありません。最善と考えられる治療を行っても、生体反応等により結果がご希望通りにならない場合があります。その際は現状を誠実にお伝えし、次の解決策をご提案します。また、万が一、院内での暴言、威圧的な言動、過度な要求、スタッフへのハラスメント行為等により、安全な医療提供および信頼関係の維持が困難と当院が判断した場合、速やかに診療を中止し、関連機関と連携すると共に、以降の診療をお断り（他院をご紹介）することがあります。

診療費のお支払い方法

消毒、滅菌を含め医院を常に適切な衛生状態に保ち、最新の知識、技術を維持するため、診療費は適切にお支払いをお願いいたします。

保険診療：ガイドラインに則り治療を進めますので、その都度お支払いください。現金、クレジットカードがご利用可能です。窓口での負担額が1万円を超えることが予想される場合は、事前にお知らせいたします。保険診療を受けるためには、資格確認証もしくはマイナ保険証

個人情報取り扱いについて（別紙）

Shimizu Dental Clinicでは、ご提供いただいた個人情報を、以下の通り取り扱います。

歯科医院内で、患者さんへ医療を提供するために利用

- ・はじめて受診されるときには
 - 診療申込書、問診票による聴き取り、資格確認証やマイナンバーカードを提出していたなどにより、診療録、歯科衛生士業務記録などを作成します。
- ・歯科医療サービスの提供では
 - 診査、各種検査、診断、治療計画（説明と同意）の提示、生活指導などを行います。
 - 予防、治療、口腔の機能回復などを行います。
 - 患者さんにかかわる医院管理・運営業務では治療費の精算を行います。
 - 健康維持・増進（母親教育、歯周病予防教室など）、定期健診のお知らせなどにより歯科医療サービスの向上をはかります。
- ・医療安全のために必要な報告を関係団体などへ行います。
- ・医療保険事務では、医療費請求のために保険請求明細書を作成します。

歯科医院外へ、患者さんの医療情報を提供することによる利用

- ・患者さんに提供する歯科医療サービスのうち
 - 他の病院、診療所、薬局、介護支援事業者などとの連携をとります。
 - 他の病院、診療所、薬局などからの照会へ回答します。
 - 患者さんの診療にあたり、他の医師、歯科医師などに意見、助言を求めます。
 - 歯科技工所へ業務を委託します。
 - 家族の方などへ病状、治療計画、治療後の予測、生活指導などを説明します。
- ・医療保険事務のうち
 - 医療保険事務を委託する場合があります。
 - 院内で作成した保険請求明細書を審査支払機関へ提出し、医療費の請求を行います。
 - 審査支払機関または保険者からの照会へ回答します。
- ・企業等から委託をされて歯科健診を行った場合は、企業などへ結果をお知らせします。
- ・歯科医師賠償責任保険などにかかわる医療に関する専門団体、保険会社などへ相談または届出などを行います。

歯科医療の質を向上させるために利用

- ・歯科医院内での医院管理・運営業務のうち
 - 歯科医療サービスの向上や業務改善のための基礎資料として活用します。
 - スタッフ研修会で症例研究などを行います。
 - 歯科医師の臨床研修、歯科衛生士の臨床実習などへ協力します。